

令和7年度岡山市立総合医療センターにおける消耗品の単価契約
特記仕様書

【コピー用紙に関するもの】

1. 製品について

- ・ PPC用紙は同等品可、再生紙も可とする。
- ・ 国内産を原則とする。
- ・ 製品の包装は、A4は500枚包5束、A3については500枚包3束の1箱単位とすること。
- ・ 入札書の締め切り日までに必ず、見本としてA4 500枚を用度課に提出すること。
- ・ また、見本とあわせてメーカー品質証明書を添付すること。
これらの提出がない場合、入札書に単価の記載があっても無効とする。

2. 形状等

- ・ 折れ、しわ、傷、汚れ、異物等の混入がないこと。
- ・ 通常の複写機等で使用できるものであり、平滑性が高く詰まりにくいものであること。

3. 納品について

- ・ 随時の注文について、遅滞なく安定供給ができること。
- ・ この他、明記のない事項についても、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の基準を満たす仕様であることが望ましい。
- ・ 1回の発注あたり20～40箱程度、月8回の発注を見込んでいる。
- ・ なお、購入予定数量はあくまで概算値であり、この数の購入を保証するものではない。

4. 返品・交換等について

- ・ 納品後、商品に不備があった場合、直ちに良品と交換すること。
- ・ 納品物の数量及び規格が発注内容と異なる場合は、直ちに発注内容と同様物を再納品すること。

【ポリ袋に関するもの】

1. 納品について

- ・ 随時の注文について、遅滞なく安定供給ができること。
- ・ 原則、発注翌日より3日以内（土日祝を除く）に納品すること。
- ・ やむを得ず納期に間に合わない場合はその旨を連絡すること。

2. 返品・交換等について

- ・ 納品後、商品に不備があった場合、直ちに良品と交換すること。
- ・ 納品物の数量及び規格が発注内容と異なる場合は、直ちに発注内容と同様物を再納品すること。

【リサイクルトナー・インク・ドラムに関するもの】

- ・ 一般社団法人 日本カートリッジリサイクル工業会が定めるE&Qマークの認定を受けている製品であること。
- ・ 当院からリサイクルトナー・インク・ドラムの斤量、重さの報告を求められた場合は、速やかに証明となる資料等（純正品との比較）を提示すること。
- ・ リサイクルトナー・インク・ドラムがプリンター故障の原因であると確認できた場合、プリンターの修理費用を負担すること。